

# 令和6年度 静岡県いじめ問題対策連絡協議会 資料

令和6年12月24日(火)  
県庁西館4階第一会議室C



## 静岡県いじめ問題対策連絡協議会

## 1 趣旨

関係機関及び諸団体との連携を図り、本県におけるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」第14条に基づく「いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例」により「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

## 2 概要

## (関係法令等)

「いじめ防止対策推進法」(2013年)(以下「法」と言う。)

「いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例」(2014年)

「静岡県子どもいじめ防止条例」(2016年)

「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」(改訂版・2018年)

## 静岡県いじめ問題対策連絡協議会(法第14条第1項)

## 委員

学校、県・市町教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、弁護士、医師、心理・福祉の専門家、保護者の代表者 計19名

## 内容

いじめの防止等に関する事項について調査審議し、これらの事項に関して、関係機関間の情報交換、連携の推進、方針や具体策等に関する協議

## 静岡県いじめ問題対策本部(法第14条第3項)

## 委員

弁護士、精神科医、学識経験者(2)、心理・福祉の専門家(2) 計6名

## 内容

いじめの防止のための方策及び具体的な事案について調査、研究を実施(第三者委員会)

## 静岡県いじめ問題対策検討部会

## 委員

教育監、教育総務課参事、教育政策課長、教育政策課人権・教員育成室長、教育DX推進課課長代理、義務教育課指導監、高校教育課指導監、特別支援教育課指導監、健康体育課課長代理、社会教育課課長代理、県総合教育センター副所長、静東教育事務所指導監、静西教育事務所指導監、私学振興課課長代理、総合教育課班長、こども家庭課長代理 計16名

## 内容

「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」の検証及び改訂に関すること

「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」並びに「静岡県いじめ問題対策本部」の成果に基づく対策の検討及び実行に関すること

いじめ防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処、関係機関との連携等)の対策の推進に関すること

## その他

検討部会を組織する課等の実務担当者で構成する担当者会を設置

各市町教育委員会 / 各学校(学校いじめ防止対策委員会、法第22条)

○いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例

平成26年3月28日

条例第12号

いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例をここに公布する。

いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 静岡県いじめ問題対策連絡協議会(第2条—第9条)

第3章 静岡県いじめ問題対策本部(第10条—第15条)

第4章 雑則(第16条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るとともに、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)に基づき静岡県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に設置する附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 静岡県いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、教育委員会に静岡県いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等に関する事項について調査審議し、及び当該事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、法第14条第1項の関係者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(服務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### 第3章 静岡県いじめ問題対策本部

#### (設置)

第10条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会に静岡県いじめ問題対策本部(以下「対策本部」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第11条 対策本部は、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための調査研究等を行う。

#### (組織)

第12条 対策本部は、委員10人以内で組織する。

#### (委員)

第13条 委員は、弁護士及び精神保健に関して学識経験を有する医師その他の学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

#### (本部長及び副本部長)

第14条 対策本部に、本部長及び副本部長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 本部長は、対策本部の事務を総理し、対策本部を代表する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (準用)

第15条 第6条、第7条及び第9条の規定は、対策本部に準用する。

### 第4章 雑則

#### (委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、協議会及び対策本部の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

### 1 概要

文部科学省「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が公表され、当該年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等が明らかとなったため、過年度結果とともに示し、いじめの防止等の取組の参考とする。

### 2 調査の結果（概要）

#### (1) 認知件数（国公立・小・中・高・特別支援学校合計）

##### ア 認知件数の推移

（単位：件）

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
全国	414,378	543,933	612,496	517,163	615,351	681,948	732,568
静岡県	10,518	16,847	14,345	11,909	20,122	23,314	25,921

静岡県には、政令市（静岡市・浜松市）を含む。

##### イ 静岡県と全国の比較

（単位：件）

R 5	静岡県	全国
認知件数	25,921 (23,314)	732,568 (681,948)
1,000人当たりの認知件数	70.4 (62.2)	57.9 (53.3)

静岡県には、政令市（静岡市・浜松市）を含む。（ ）内は、前年度の数値。

#### (2) 重大事態の発生件数（国公立・小・中・高・特別支援学校合計）

（単位：件）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5
全国	514 (1,000人当たり0.04)	705 (1,000人当たり0.05)	929 (1,000人当たり0.07)	1,306 (1,000人当たり0.10)
静岡県	15 (1,000人当たり0.04)	16 (1,000人当たり0.04)	19 (1,000人当たり0.05)	29 (1,000人当たり0.08)

#### (3) 校種別の状況

##### ア 1,000人当たりのいじめ認知件数

校種	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
	R 5	R 4	R 3	R 5	R 4	R 3	R 5	R 4	R 3	R 5	R 4	R 3
全国	96.5	89.1	79.9	38.1	34.3	30.0	5.5	4.9	4.4	22.3	20.7	18.4
県（公立）	115.0	101.5	83.0	61.4	58.2	53.2	1.8	0.7	0.5	48.9	11.9	2.2

##### イ 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った学校の割合（％）

校種	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
	R 5	R 4	R 3	R 5	R 4	R 3	R 5	R 4	R 3	R 5	R 4	R 3
全国	98.4	98.3	98.2	96.5	96.6	96.1	96.3	87.9	86.9	93.6	92.1	90.8
県（公立）	99.2	98.6	97.4	98.8	98.4	97.3	83.0	68.4	69.6	82.1	86.8	73.0
県（私立）	80.0	80.0	80.0	70.4	74.1	63.0	44.2	72.1	55.8	-	-	-

ウ いじめの問題に関する校内研修会を実施した学校の割合（％）

校種	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
	R 5	R 4	R 3	R 5	R 4	R 3	R 5	R 4	R 3	R 5	R 4	R 3
全国	91.9	90.7	89.1	86.8	85.3	83.3	65.1	63.0	60.3	72.2	70.6	68.0
県（公立）	82.2	75.4	64.9	75.8	70.2	62.5	35.7	27.2	17.4	53.8	57.9	29.7
県（私立）	60.0	40.0	40.0	18.5	22.2	22.2	25.6	25.6	25.6	-	-	-

エ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った学校の割合（％）

校種	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
	R 5	R 4	R 3	R 5	R 4	R 3	R 5	R 4	R 3	R 5	R 4	R 3
全国	94.9	94.2	93.5	90.5	90.2	89.3	75.1	76.2	73.0	88.7	86.1	87.2
県（公立）	95.7	94.5	86.2	91.2	91.9	82.0	57.1	77.2	47.0	66.7	81.6	86.5
県（私立）	40.0	60.0	20.0	48.2	33.3	37.0	34.9	46.5	44.2	-	-	-

オ 学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した学校の割合（％）

校種	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
	R 5	R 4	R 3	R 5	R 4	R 3	R 5	R 4	R 3	R 5	R 4	R 3
全国	96.6	95.7	94.7	92.8	92.0	90.9	80.1	80.7	79.9	92.3	89.6	86.3
県（公立）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
県（私立）	40.0	20.0	20.0	33.3	33.3	25.9	27.9	37.2	25.6	-	-	-

カ アンケート調査を実施した学校の割合（％）

校種	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
	R 5	R 4	R 3	R 5	R 4	R 3	R 5	R 4	R 3	R 5	R 4	R 3
全国	99.2	99.1	99.1	98.0	97.9	97.7	90.9	91.4	91.2	89.6	88.7	88.1
県（公立）	99.8	100.0	100.0	99.6	99.6	100.0	100.0	100.0	98.3	82.1	92.1	97.3
県（私立）	20.0	40.0	40.0	81.5	74.1	77.8	58.1	74.4	69.8	-	-	-

## 県・県教育委員会の取組

### 1 概要

「静岡県子どもいじめ防止条例」及び「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」、「静岡県いじめ問題対策本部」の成果に基づき、いじめ防止等の総合的な対策を図るため、県及び県教育委員会の関係課を構成員とする「静岡県いじめ問題対策検討部会」を設置し、協議を行う。

### 2 取組（令和5年度実績・令和6年度計画）

#### (1) 教育政策課

##### ア 令和5年度実績

##### 取組

##### 【関係機関等との連携】

- ・「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」（児童相談所、地方法務局、警察、弁護士、医師、心理・福祉の専門家、保護者の代表者等）の開催
- ・「静岡県いじめ問題対策本部」（弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家）の開催
- ・「静岡県いじめ問題対策検討部会」（県教育委員会及び知事部局の関係課）の開催（新規）

##### 【未然防止、早期発見、早期対応の推進】

- ・「静岡県人権教育の手引き」を活用した人権教育の推進
- ・人権教育研究指定校における研究及び成果の還元
- ・各種相談機関の積極的な周知（いじめ防止対策ウェブサイトの開設等）
- ・「人権教育担当者研修会」（悉皆）の実施
- ・「多様性を認め合う学級づくり実践研修」の実施（新規）
- ・「いじめに対応する学校づくり推進研修」の実施（新規）

##### 成果と課題

##### 【関係機関等との連携】

「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」及び「静岡県いじめ問題対策本部」を開催し、各機関等の取組を共有するとともに、取組の充実に向けた協議を行うことをとおして、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図った。

主な課題として、いじめの積極的認知の促進、予防的支援としての子どものストレスマネジメント力の向上、警察や弁護士、児童相談所等との連携の強化等の意見があった。

##### 【未然防止、早期発見、早期対応の推進】

「静岡県人権教育の手引き」の活用や人権教育研究指定校における研究をとおして、いじめ対応の周知と理解促進に取り組んだ。

また、人権教育の充実と、多様性を認め合い、尊重し合う学級づくり、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に資する教員研修を実施した。

主な課題として、教職員の人権意識の向上、いじめの定義の理解及び迅速な組織対応の推進、いじめ重大事態の定義及び対応の理解促進が挙げられる。

##### イ 令和6年度計画

##### 【関係機関等との連携】

- ・「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」（児童相談所、地方法務局、警察、弁護士、医師、心理・福祉の専門家、保護者の代表者等）の開催
- ・「静岡県いじめ問題対策本部」（弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専



門家)の開催

・「静岡県いじめ問題対策検討部会」(県教育委員会及び知事部局の関係課)の開催

【未然防止、早期発見、早期対応の推進】

- ・いじめ防止啓発強調月間の制定(新規)
- ・「静岡県人権教育の手引き」を活用した人権教育の推進
- ・各学校における人権教育全体計画及び年間指導計画の作成促進
- ・人権教育研究指定校における研究及び成果の還元
- ・各種相談機関の積極的な周知(いじめ防止対策ウェブサイトによる周知等)
- ・「人権教育担当者研修会」(悉皆)の実施
- ・「多様性を認め合う学級づくり実践研修」の実施
- ・「いじめに対応する学校づくり推進研修」の実施
- ・いじめに対する理解を促す動画教材「ともだち・かかわりづくりプログラム」(文部科学省)の周知
- ・子どものウェルビーイングの実現に向けたSELの推進
- ・学校管理職に対するいじめの防止等に関する理解の促進

(2) 教育DX推進課

ア 令和5年度実績

取組

【未然防止の取組】

- ・ICT活用指導力向上研修の実施(学校悉皆)
- ・「静岡型デジタルプラットフォーム」の構築

成果と課題

- ・全ての県立学校の情報担当教員に対して、活用型情報モラル教材「GIGAワークブック」を題材とした情報モラル授業実践のための教員研修を実施した。端末やツールの利用がいじめの原因とならないような実践的な指導方法を紹介できた。
- ・静岡型デジタルプラットフォームのシステムが概ね完成し、感情の変化が可視化され、変化によってアラートを表示する仕組みを構築でき、教員がデータから生徒の感情変化を知ることができるようになった。一方で、生徒に毎日データを入力をさせるための指導が学校の負担となる。

イ 令和6年度計画

【未然防止の取組】

- ・情報モラル授業実践・指導力向上のeラーニング研修(悉皆)を実施
- ・デジタルプラットフォームの実データによる運用

(3) 義務教育課 静東・静西教育事務所での内容を含む

ア 令和5年度実績

取組

- ・「いじめ防止のための基本的な方針」説明会の開催
- ・市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議の開催
- ・静岡県の生徒指導研究協議会の開催
- ・スクールカウンセラー活用事業に関すること(SC等活用事業連絡協議会、SCスキルアップ研修会、SCの配置、SCが行う校内研修)

- ・スクールソーシャルワーカー活用事業に関すること（ＳＳＷ連絡協議会、ＳＳＷスキルアップ研修会、ＳＳＷの配置）
- ・スクールロイヤー活用事業に関すること（法律相談、いじめ予防に関する授業、市町教育委員会研修会における講義等）
- ・いじめ重大事態への対応に関すること
- ・「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導錠の諸課題に関する調査」に関すること
- ・学校等支援研修や県調査研究事業に関すること（生徒指導全般、人間関係づくりプログラム、居心地のよい学校づくり）

#### 成果と課題

##### 【成果】

- ・市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議や生徒指導研究協議会などの研修会を開催し、法に基づくいじめ認知の推進と学校への周知を依頼したことで、令和４年度の問題行動等調査では、小・中学校においていじめの認知件数に増加がみられた。
- ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーのスキルアップ研修会や連絡協議会を通して、いじめ被害を受けたり、心の問題を抱えたりする児童生徒への支援体制を充実させた。
- ・スクールロイヤーによるいじめ予防授業や法律相談を通じて、児童生徒に法に基づくいじめ防止の意識をもたせたり、法的な視点からいじめ問題に対する学校や市町教育委員会の対応を検討したりすることができた。

##### 【課題】

- ・いじめの認知件数には市町や学校間で認知の差が見られるため、研修等を通じて改めていじめの積極的認知を呼びかけていく。
- ・深刻な案件については、警察署や児童相談所、医療機関などの関係機関と積極的な連携が図られているが、軽微な案件については、情報の共有が学校内で留まるものが多いため、早期の連携が難しい。
- ・重大事態となる案件については、初動対応等の不具合が大きな問題等になるケースが多い。組織で情報を共有し、対応することが求められる。

#### イ 令和６年度計画

- ・「いじめ防止のための基本的な方針」説明会の開催
- ・市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議の開催
- ・静岡県の生徒指導研究協議会の開催
- ・スクールカウンセラー活用事業に関すること（ＳＣ等活用事業連絡協議会、ＳＣスキルアップ研修会、ＳＣの配置、ＳＣが行う校内研修）
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業に関すること（ＳＳＷ連絡協議会、ＳＳＷスキルアップ研修会、ＳＳＷの配置）
- ・スクールロイヤー活用事業に関すること（法律相談、いじめ予防に関する授業、市町教育委員会研修会における講義等）
- ・いじめ重大事態への対応に関すること
- ・「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に関すること
- ・学校等支援研修や県調査研究事業に関すること（生徒指導全般、人間関係づくりプログラム、居心地のよい学校づくり）

#### (4) 高校教育課

##### ア 令和5年度実績

###### 取組

- ・「生徒指導地区研究協議会」県内10地区ごと、年4回程度実施。各学校のいじめの現状やいじめ防止の取組についての情報共有をした。
- ・「生徒指導主事研修会」令和5年6月29日実施。令和4年度生徒指導基幹研修の報告、講話「生徒指導提要の改訂を踏まえたこれからの生徒指導の方向性（講師：文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室 いじめ・自殺等対策専門官 稲川 洋生氏）でいじめについて取り上げた。
- ・「スクールネットパトロール事業」インターネットを通じて行われるいじめ問題等に対応。
- ・「スクールロイヤー活用事業」法律の専門家の活用し、各県立高校におけるいじめの予防教育を実施。

###### 成果と課題

認知した学校数は24校増、発生件数は60件増と、学校数、発生件数ともに大幅に増加した。生徒指導主事研修会等において、いじめ防止対策委員会を中心とした組織的対応への各学校の意識を高めたこと。また、各学校においては、定期的にアンケートや面談を実施するなど、いじめを訴えやすい環境作りやいじめの見逃しを防ぐ取組を進め、早期対応に取り組んだ結果と考えられる。

いじめの解消率は79.2%となり、昨年度の90.2%よりも減少した。協働的な学びにより、生徒相互が受容と共感に基づく他者理解を深める場面の増加や、不安定になりがちな生徒へのきめ細やかな配慮や指導など、各学校において生徒の実態に応じた指導を進めていく必要がある。また、いじめが疑われたり生徒からの訴えがあったりした場合には、些細なトラブルであっても法に基づきいじめ防止対策委員会を開催して組織として対応していくことの徹底を、生徒指導地区研究協議会等で呼び掛けていく。

インターネットを通じて行われるいじめの防止においては、スマートフォンの使い方等の情報モラル指導について、各学校で携帯電話会社やNPO等の団体など、専門的な知識を持った講師を招いて質の高い講座を実施している。また、スクールネットパトロールを実施し、委託業者による監視調査の結果を毎月各学校に報告してトラブルの未然防止、早期対応につなげるとともに、ネット上でのトラブルについて学校から相談できる体制づくりをしている。

##### イ 令和6年度計画

- ・「生徒指導地区研究協議会」県内10地区ごと、年4回程度実施。
- ・「生徒指導主事研修会」の実施。
- ・「スクールネットパトロール事業」の実施。
- ・「スクールロイヤー活用事業」におけるいじめの予防教育の実施

#### (5) 特別支援教育課

##### ア 令和5年度実績

###### 取組

###### 【学校の取組への支援と取り組み状況の点検】

- ・いじめをはじめとする子供の変化を見逃さず早期対応できるように、県内特別支援学校に12人のスクールカウンセラーを配置。カウンセラー相談件数は延べ

1,457人であり、児童生徒からの相談内容として「心身の健康・保健」「友人関係」「家庭環境」が多い。

- ・スクールロイヤー活用事業を実施し、法律の観点から随時相談や職員研修を含んだ派遣相談を実施。
- ・生徒指導状況調査を実施し、各学校の生徒指導に関する状況を把握。

#### 【教員研修の実施】

- ・各校にいじめ問題に関する通知等の周知・徹底。
- ・生徒指導連絡協議会を2回実施し、主に不登校といじめ対応について取り上げて講義と演習を実施。さらに、いじめ対応では、スクールロイヤーによる講義を実施。

#### 成果と課題

#### 【未然防止、早期発見、早期対応の推進】

- ・いじめの認知件数は、令和4年度が59件だったが、令和5年度は243件と増加している。まずはいじめを認知をして、早期に対応していくという考え方が浸透してきた成果であると考え。
- ・今後、積極的にいじめの認知を進めていく上に、校内で組織的に対応していくことを徹底していく。

#### イ 令和6年度計画

#### 【学校の取組への支援と取り組み状況の点検】

- ・引き続き、スクールカウンセラー、スクールロイヤー活用事業を実施。
- ・各校への生徒指導状況調査を実施。

#### 【未然防止、早期発見、早期対応の推進へ向けた教員研修の実施】

- ・特別支援学校校長会にて、文部科学省初等中等局児童生徒課よりいじめの取組について行政説明を実施し、いじめに関する基本的な内容と組織的な対応について周知。
- ・生徒指導連絡協議会では、特に発達支持的生徒指導の視点で一人一人の発達を踏まえた指導の充実を図り、いじめの未然予防や早期対応へとつなげていく。また、人権教育全体計画の作成が全校で作成済となったことを受けて、計画的に実施されるように各校の年間指導計画の作成を推進する。

#### 【家庭教育への支援】

- ・家庭教育への支援につながる、情報の提供を各校へ周知。

### (6) 健康体育課

#### ア 令和5年度実績

#### 取組

#### 【関係機関との連携】

- ・総合教育センター主催研修「人権教育」(新規採用養護教員研修、新規採用栄養教諭研修、養護教諭中堅研修)
- ・こども家庭課との連携  
「ヤングケアラーについて」(高等学校・特別支援学校養護教員研修会)  
「デートDVの理解と対応」(指導リーダー研修)
- ・男女共同参画課との連携「学校における性の多様性と人権について理解を深める」(高等学校・特別支援学校保健主事研修会)

#### 【未然防止】

- ・講義「虐待について」(新規採用養護教員研修)

## 成果と課題

### 【関係機関との連携】

- ・学校内で学校保健の推進に係る養護教諭・保健主事研修会において、人権・ヤングケアラー・性の多様性について理解を深めた。
- ・性の多様性については、研修後、学校から校内研修で講師を依頼したい旨の連絡があり、男女共同参画課に繋いだ学校が数校あった。

### 【未然防止】

- ・新規採用養護教員研修で虐待について理解を深めることで、保健室来室時等の発見のポイント等について学んだ。

## イ 令和6年度計画

### 【関係機関との連携】

- ・総合教育センター主催研修「人権教育」(新規採用養護教員研修、新規採用栄養教諭研修、養護教諭中堅研修)
- ・こども家庭課との連携 「ヤングケアラーについて」(静岡県養護教員研修会：小中学校)

### 【未然防止】

- ・講義「性の多様性と養護教諭が行う性教育」(高等学校・特別支援学校養護教員研修会)
- ・講義「包括的性教育の進め方」(高等学校・特別支援学校保健主事研修会、学校健康教育指導者講習会：小中学校保健主事)

## (7) 社会教育課

### ア 令和5年度実績

#### 取組

### 【広報啓発】

- ・内閣府主唱の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(毎年7月)に合わせて、「静岡県青少年の非行・被害防止強調月間」と題し、各市町と連携しながら総合的な非行・被害防止活動を展開しており、運動期間の重点課題のひとつに「重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応」を掲げ、各市町を通じてリーフレットの配布による啓発活動を行った。
- ・スマホルールアドバイザーによる講座や、「親子で話そう!! わが家のスマホルール」啓発物(クリアファイル、ワークシート)の配布を通じ、「静岡県が考えるスマホルール」の一つとして、誹謗中傷の書き込みをしないように呼びかけた。

#### 成果と課題

- ・リーフレットについては計23,400部配布しているが、月間(7月)に合わせて作成したリーフレットのため、活用期間がおおむね1か月間と短い。
- ・クリアファイルは新中学1年生の保護者、ワークシートは小学4年生、中学1年生に配布しており、全学年には配布していない。
- ・スマホルールアドバイザーによる講座は学校や地域等の様々な場で保護者や子供を対象に年間186件(対象24,198人)実施しているが、学校からの依頼が少ない。

### イ 令和6年度計画

### 【広報啓発】

- ・内閣府主唱の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(毎年7月)に合わせて、「静岡県青少年の非行・被害防止強調月間」と題して、各市町と連携しながら総合的な非

行・被害防止活動を展開しており、運動期間の重点課題のひとつに「重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応」を掲げ、各市町を通じてリーフレットの配布による啓発活動を行う。（実施済み）

- ・スマホルールアドバイザーによる講座や、「親子で話そう！！わが家のスマホルール」啓発物（ペーパーファイル、ワークシート）の配布を通じ、「静岡県が考えるスマホルール」の一つとして、誹謗中傷の書き込みをしないように呼びかける。

#### 【関係機関との連携】

- ・令和6年度より県警人身安全少年課から職員が1名派遣されたことから、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」（令和6年1月9日付け警察庁丙人少発第1号）に基づき、警察と学校のさらなる連携強化を図るため、関係者が集まる場において警察の相談窓口や対応事例等について紹介し、活用を呼びかける。

### (8) 総合教育センター小中学校支援課

#### ア 令和5年度実績

##### 取組

#### (ア) 静岡県生徒指導研究協議会(静岡西・静岡東)

- ・県内全ての公立小中学校(政令市を除く)の生徒指導担当を対象に開催
- ・テーマ:「生徒指導提要(改訂版)の理解、校内生徒指導研修の見直し/計画」
- ・日本大学藤平敦氏(静岡西)、関西外国語大学新井肇氏(静岡東)による講演

#### (イ) 生徒指導総合研修(推薦研修)

- ・講演や講義、グループワークを通して、法に基づく対応について研修
- ・特別支援、教育相談、情報モラルなどと結びつけ、広い視野で生徒指導に取り組む研修

#### (ウ) 初任者研修

- ・生徒指導に関する講義(いじめ定義の理解、法令遵守・組織的対応の重要性)

#### (エ) 静岡県人間関係づくりプログラムの改訂

##### 成果と課題

- ・いじめ認知に対する理解が進んでいる。
- ・生徒指導提要を参考にしながら、学校の諸課題に対して組織で対応していこうとする意識が高まっている。
- ・いじめの認知については学校間、または地域間格差が存在する。

#### イ 令和6年度計画

#### (ア) 静岡県生徒指導研究協議会(静岡西・静岡東)

- ・テーマ:「いじめの重大事態から考える『支える』生徒指導」
- ・常葉大学太田正義氏による講演
- ・自校の「常態的・先行的生徒指導」や「初期対応」の充実に向けた具体的な方策を考えるグループワーク

#### (イ) 生徒指導総合研修(推薦研修)

- ・日本大学藤平敦氏、中西部発達障害者支援センター櫻井郁也氏、常葉大学太田正義氏、静岡大学小林朋子氏、関西外国語大学新井肇氏による、講演、演習
- ・総合教育センター指導主事による講義、演習
- ・同校種、異校種で取組や課題などを共有するグループワーク

#### (ウ) 初任者研修

- ・総合教育センター生徒指導担当指導主事による、生徒指導の4層構造を結びつけ

た「支える生徒指導」についての講義

(I) 人間関係づくりプログラムの改訂(R5 から継続)

- ・他者理解・自己理解、心地よい人間関係、セルフマネジメントの3つの柱で、SELの視点を取り入れた授業案の作成(義務教育課、静西・静東教育事務所と連携)

(9) 総合教育センター高等学校支援課

ア 令和5年度実績

取組

- ・初任者研修の「生徒指導」の講義において、法的根拠に基づく対応について説明
- ・生徒指導総合研修( 期～ 期)において、講演や講義、グループワークを通して、法に基づいた組織的な対応について研修を実施
- ・生徒指導地区研究協議会において、協議される内容についての指導・助言
- ・年次別研修や定期訪問における教科部会において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教室文化(他者と関わり合える環境、学習自体に向かう姿勢、学び合い支え合う学級集団)の醸成がいじめを生まない風土に繋がることについて説明
- ・学校等支援研修での「いじめ防止・いじめ対応」についての講義・演習
- ・希望研修「人権課題を『知る』『見つめる』『感じる』研修」などで、教員の子どもたちの人権についての感覚を養う研修を実施

成果と課題

- ・研修で得た知識等を基に、各校において法に基づいて対応することができるかが課題である。

イ 令和6年度計画

- ・初任者研修の「生徒指導」の講義において法的根拠に基づく対応について説明
- ・生徒指導総合研修( 期～ 期)において講演や講義、グループワークを通して、法に基づいた組織的な対応について研修を実施
- ・生徒指導地区研究協議会において、協議される内容についての指導・助言
- ・年次別研修や定期訪問における教科部会において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教室文化(他者と関わり合える環境、学習自体に向かう姿勢、学び合い支え合う学級集団)の醸成がいじめを生まない風土に繋がることについて説明
- ・学校等支援研修での学校の要望に応じた「いじめ防止対策」などの講義・演習
- ・希望研修「人権課題を『知る』『見つめる』『感じる』研修」などで、教員の子どもたちの人権についての感覚を養う研修を実施
- ・定期訪問で「発達支持的な生徒指導の充実」をテーマに校内研修を実施

(10) 私学振興課

ア 令和5年度実績

取組

- ・文部科学省や県教育委員会等からのいじめに関する通知を、学校を通じて周知
- ・文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を通じたいじめに対する理解や対応の促進
- ・関係機関と連携し、学校が研修会・協議会に参加

成果と課題

- ・学校の初期対応の遅れ、不十分さが事案を悪化させていると実感
- ・いじめに対する意識の低さやいじめを発見したときの対応方法の理解不足が一つの

## 原因

### イ 令和6年度計画

- ・「静岡県いじめ問題対策検討部会」への参加
- ・生徒指導について初任者教員研修会、生徒指導専門部会及び生地研等を通じ、いじめを含む生徒指導等への慎重な対応を要請する。
- ・各学校に対し、関係機関と連携して非行防止のための指導の充実・強化を要請する。
- ・各種協議会、会議等を通じて公私立学校が連携し、警察や地域社会の協力を得ながらいじめを含む問題行動等を抑止する社会環境づくりに努める。

### 3 県・県教育委員会における「いじめの未然防止、早期発見・早期対応」等の課題

- ・いじめ防止対策推進法について、教職員の理解が不十分
- ・事案に対して、法に則った組織的な対応がなされていない
- ・各学校において、校内研修の実施を推進する必要
- ・不適切な初期対応が重大事態に繋がったケースあり
- ・相談機関や関係機関との連携を一層推進する必要
- ・いじめ対応には学校、地域、家庭の連携が必要であり、特に家庭の協力が不可欠



## いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取組

## 1 概要

国の調査結果から、本県の学校におけるいじめの防止等の対策及び対応には、いじめの積極的認知（一部の校種）や教職員間におけるいじめ問題についての共通理解、校内研修の実施状況、学校いじめ防止基本方針の見直し等に課題があると考えられる。

また、令和5年度の静岡県いじめ問題対策連絡協議会や静岡県いじめ問題対策本部等において、いじめの積極的認知の促進、予防的支援としての子どものストレスマネジメント力の向上、警察や弁護士、児童相談所等との連携の強化等の必要性について意見があった。

以上を踏まえ、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる環境づくりを推進するため、以下のとおりいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

## 2 対応

## (1) 学校管理職に対するいじめの防止等に関する理解の促進

ア 周知内容 \*別紙 1

イ 周知方法

市町立学校			
		静西	静東
1	校長会理事会	9月26日(木)	
2	教育長会	10月4日(金)	10月10日(木)

県立学校		
1	高等学校長協会 正・副会長会	8月27日(火)
2	高等学校長協会 理事会	10月3日(木)
3	副校長・教頭会	11月19日(火)
4	秋季研究大会	11月22日(金)

## (2) 子どものウェルビーイングを実現する非認知能力の育成 \*別紙 2

## (3) 「静岡県いじめ防止啓発強調月間」を通じた各学校の取組の推進 \*別紙 3

標記強調月間において、各学校の実状に即した取組を推進するため、いじめの問題に関する校内研修や教職員の人権感覚を磨く校内研修を紹介し、いじめの防止等の対応の充実を図る。

## 3 意見交換・情報交換

## (1) 上記「2 対応」に係る意見、感想等

## (2) 各所属(団体)の視点による「いじめの未然防止、早期発見・早期対応」における課題

# 「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 を踏まえた初期対応について ～いじめの重大事態を防ぐために～

静岡県教育委員会 令和6年9月

## 1 趣旨

いじめに関する内容について、連日テレビや新聞、SNS等で取り上げられ、いじめに対する世間の関心は非常に高い。平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」におけるいじめや重大事態の定義は浸透してきているものの、なお、全国各地で、学校や教職員、教育委員会のいじめに関する対応についての報道が続いている。いじめを受けた児童生徒の思いを受け止めるとともに、これまで以上に「いじめ防止対策推進法」の理解と保護者への丁寧な対応が求められている。

そこで、改めて「いじめ防止対策推進法」及び令和6年8月に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、いじめ及びいじめの重大事態への適切な対応について確認する。

## 2 いじめの重大事態の捉え方について

いじめの重大事態については、「いじめ防止対策推進法」の第28条で規定されている。

【いじめ防止対策推進法】(平成25年9月)

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条第1項第1号(生命心身財産重大事態)の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- リストカットなどの自傷行為を行った場合
- 暴行を受け、骨折したり歯が折れたりした場合
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く場合
- 金品等に重大な被害を被った場合

○欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)、当該学校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した場合

法第28条第1項第2号(不登校重大事態)の「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合などには、30日の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

### 3 いじめの重大事態に至るまでに見られる事例

各学校では、児童生徒や保護者からいじめの申し出があると、聞き取り調査や関係児童生徒への指導を行うなど、いじめの解消に向けて取り組んでいる。その一方で、初期対応のつまずきから、保護者との良好な関係を築くことが難しくなり、いじめの解消に向けた取組が進まず、いじめの重大事態に至ってしまうことがある。

#### (例1) 管理職への報告がされないと…

保護者からいじめの相談があった際、学年主任には報告して対応したが、管理職へは報告・相談していなかった。

☞ 保護者が管理職へ確認した際、情報が共有されていないことがわかると、組織として対応してもらえなかったと感じ、学校への不信感につながる。

#### (例2) 学校いじめ対策組織で対応しないと…

いじめの発生について、管理職へ報告・相談したが、学校いじめ対策組織で審議しないまま、「いじめの事実は確認できない(加害者とされる児童生徒に確認したが否定しているなど)」と、担任が保護者に回答した。

☞ いじめの認知について、学校いじめ対策組織で審議する。法的には、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」は「いじめ」に当たる(「いじめ防止対策推進法」第2条第1項)。いじめの訴えがあった場合、法(第23条)に則った対応が必要である。組織的な対応がなされないと、担任批判へつながってしまうことがある。

#### (例3) 保護者と継続的に情報を共有しないと…

児童生徒や保護者からいじめの申し出があり、当該児童生徒のために様々な支援や配慮を行っていたが、児童生徒とのみ話し合いながら対応し、保護者へ連絡をしなかった。

☞ 当該児童生徒から保護者に情報が伝わらない場合もある。その結果、保護者が「学校は何も対応してくれなかった」と感じる場合があり、トラブルになりやすい。

## 4 重大事態として早期対応しなかった事例

重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、この段階から対応を開始することを認識しなければならない。（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改訂版 P12）

### （例4）欠席日数が30日になっていないけれど…

児童生徒が連続して欠席する直前にクラスメイトとの間でトラブルがあったことを学校は把握していたが、欠席日数が30日に至らないとして重大事態として取り扱わなかった。欠席日数が30日を越えてから重大事態として調査を行い、登校できない背景としていじめがあると分かったが、当該児童生徒はその後学校に登校することはなかった。

☞ 不登校重大事態は、欠席日数が年間30日であることを目安としているが、いじめが要因で児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

### （例5）保護者から重大事態の申立てがあったら…

児童生徒や保護者から、「いじめの重大事態として扱ってほしい」という申立てがあったが、その時点では学校が「重大事態とはいえない」と考え、重大事態として対応しなかった。

☞ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申立てがあった場合、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして学校の設置者へ報告する。

## 5 改めて確認したい事項について

- (1) 教職員は、児童生徒や保護者から、いじめの申立てがあった場合は、その思いを受け止め、寄り添う姿勢を大切にし、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要である。その上で、管理職へ報告し、学校いじめ対策組織で審議する。学校全体で情報を共有し組織的に対応する。
- (2) 児童生徒や保護者からのいじめの申立てに対して、学校が行ったこと（調査、指導、助言、会議、カウンセリング等）は、保護者へ確実に連絡し、学校と保護者が連携して対応していく姿勢を示す。また、記録を残しておく。
- (3) 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、速やかに学校の設置者へ報告する。

## 子どものウェルビーイングを実現する非認知能力の育成

### 1 要旨

予測困難な時代の中、子どもたちが直面し得る困難は多様化、複雑化しており、このような時代を生き抜く力の育成が重要となっている。

県教育委員会では、「生き抜く力」を向上し、子どもたちのウェルビーイングを実現するため、学校教育における「SEL<sup>(注)</sup>」を推進する。(SELの推進は、いじめ・不登校等の未然防止策としても有効と考える)

また、授業全般を通じた「学びに向かう力」向上のため、非認知能力の指導手法・指標の研究、開発に取り組むとともに、研究の成果を生かし、新たな「教員研修体系」を構築する。

(注) SEL (ソーシャル・エモーショナル・ラーニング)

社会情動的スキルを学ぶ教育プログラムの総称。対人関係や感情をコントロールするソーシャルスキル、ありのままの自分を肯定する自己肯定感、困難な状況から回復する力であるレジリエンスなどの育成を目指す。

OECDは、社会情動的スキルが問題行動減少や幸福感情向上に繋がるとしている。

### 2 内容

#### (1) SELの推進

##### ア 取組の視点

以下の3つのスキルを子どもが育むことを柱として、SELを推進する。

自己理解・他者理解 …… 自分や相手の気持ちを大切にできる

こちよいい人間関係 …… 自分も相手もこちよいい関係をつくることできる

セルフマネジメント …… 自分の気持ちや行動をマネジメントできる

##### イ 具体的な取組

教員養成へのSEL導入に関する意見交換	県教員育成協議会養成部会において、「県内大学(小中高特のいずれかの教員免許を取得可能な大学)との連携による、学生がSELへの理解を深める機会の導入」について、意見交換を実施 導入例 ・必修科目の中で数コマ分取り上げる ・選択科目において体系的に取り上げる ・必修科目等において理論や必要性を紹介 等	教育政策課
県教委主催 教員研修への導入	初任者及び中堅教諭(小中高特)等を対象とした資質向上研修において、SELへの理解を深める機会を設定 *令和7年度の実施に向け準備中 *「SELを生かした不登校の未然防止」(希望研修)は令和7年度も継続して実施	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 総合教育センター
教員が活用できる教育プログラムの充実	児童生徒の指導において活用できる「静岡県版SEL~新人間関係づくりプログラム~」(仮称)について、令和8年度に発出するとともに、学校における活用を促進	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
関係課による周知	・県教員育成協議会において推進の方向性を確認 ・校長会、高等学校長協会を通じた依頼 ----- ・管理職、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、特別支援教育担当、特別活動担当等を対象とした研修会、協議会等で周知	教育政策課 ----- 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課

## (2) 非認知能力の指導手法・指標の開発

<ul style="list-style-type: none"><li>・授業全般を通じた取組の検証と可視化結果の利活用等に向けた研究による、学びに向かう力（非認知能力を含む）を伸ばすことによる教育効果等の検証</li><li>・本県教員の職能成長に資する研修体系の再構築</li></ul>	総合教育センター
--	----------

### 【参考1】「静岡県版SEL～新人間関係づくりプログラム～」（仮称）の特徴

- ・「自己理解・他者理解」<sub>」</sub>「こちよいい人間関係」<sub>」</sub>「セルフマネジメント」の3つの柱で構成
- ・「仲間の誘い方」<sub>」</sub>「リフレーミング」<sub>」</sub>「相手を大切にしたい聴き方」<sub>」</sub>「上手な断り方」<sub>」</sub>「リラクゼーション法」<sub>」</sub>「コーピング」等を、小学校1年生から体系的、系統的に学習
- ・1学年4時間の実施をベースに、推奨プログラムと選択プログラムを用意
- ・各プログラムは、学習指導案やワークシートで構成
- ・検証指定校においてプログラム（案）の実践を行い、効果を検証し、改善を図る。

### 【参考2】「子どもたちのウェルビーイング実現に向けて 困難を抱える子どもたちを支える環境づくりのための方策と人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方」（才徳兼備の人づくり小委員会報告）

#### 第 部 困難を抱える子どもを支える環境づくりのための方策

##### 提言1：予防的支援の充実

これまでは顕在化された問題への対症療法による事後対応が中心であったが、支援の必要な子どもほど自らSOSを発することが困難であることを踏まえ、課題を先取りした未然防止の予防的支援の充実が必要

##### 【方策1-1】SEL（Social and Emotional Learning）実施

様々な学校不適応を予防するとともに、子どもたちが充実した人生を送るための基本的なスキルを育成し、子どもたちのポジティブな側面を伸ばすため、社会性と感情のコントロールを学ぶ教育プログラム「ソーシャル・エモショナル・ラーニング（SEL）」導入を提案

全ての子どもが困難を抱える可能性があることを前提として、全ての子どもを対象とするユニバーサルな予防教育として実施

ソーシャルスキルトレーニングの授業や授業で学んだ知識・スキルを学校行事で活用するなど教育活動全般でレジリエンス（精神的回復力）を育成

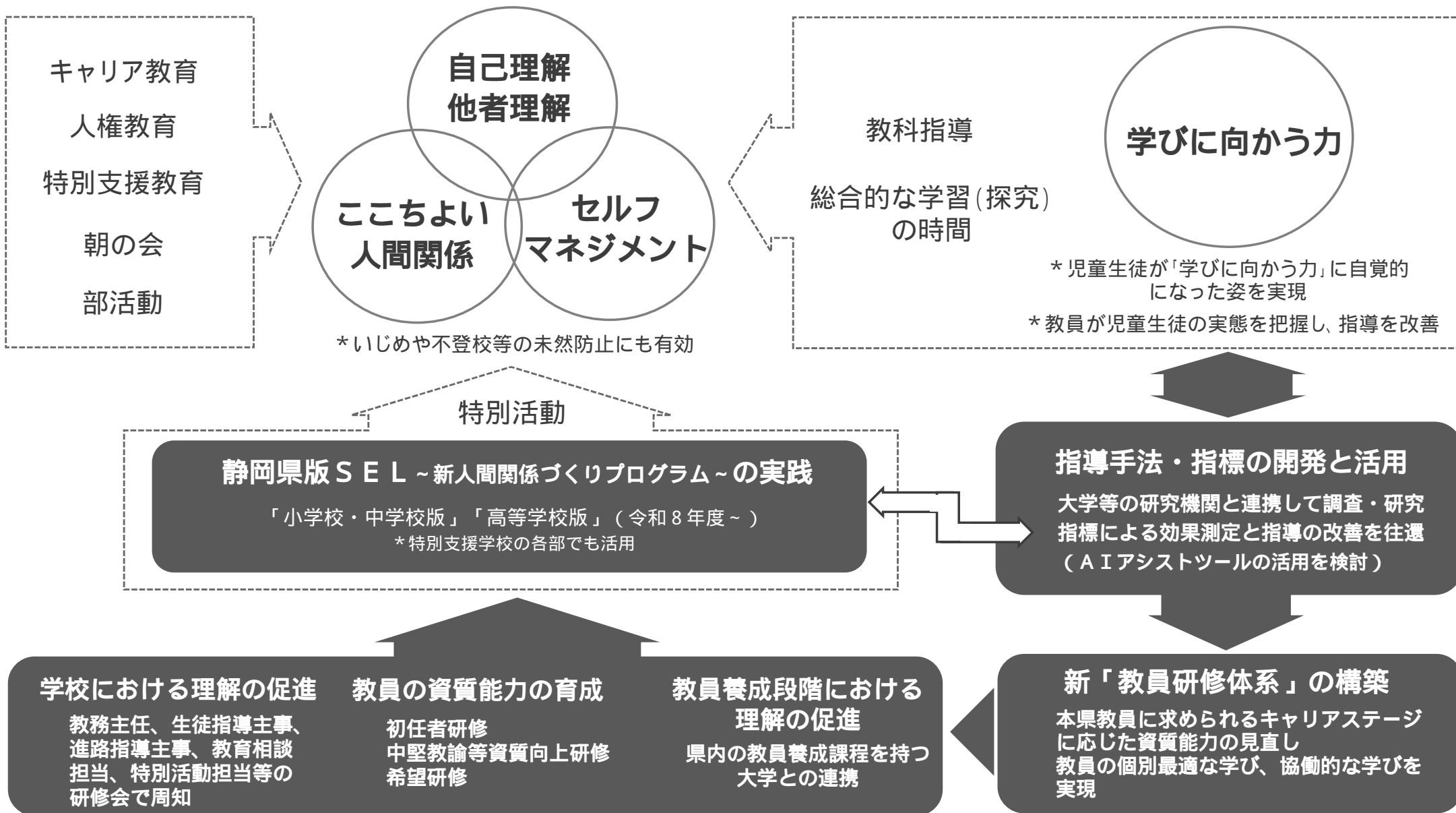
参考：総合教育会議における県教育委員等の意見

- ・大学の教職課程において、学生にSELを指導できないか。
- ・SELについて、教職課程を有する大学と意見交換をしたい。
- ・SELに関する現職教員の資質向上も重要。

# 子どものウェルビーイングを実現する非認知能力の育成

(自己理解・他者理解、こちよい人間関係、セルフマネジメント、学びに向かう力)

## 様々な教育活動における非認知能力の育成



## 「静岡県いじめ防止啓発強調月間」実施要項

## 1 趣旨

本県におけるいじめ防止のための基本理念は、「子どもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「子どもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること」、「県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること」である。この基本理念に基づくいじめ防止等のための対策の一層の推進を図り、誰一人取り残されない教育を実現するため、令和6年度から毎年4月を「静岡県いじめ防止啓発強調月間」として定め、県及び県教育委員会の連携による取組を行う。

## 2 期間

毎年4月（1か月間）

## 3 実施主管

静岡県・静岡県教育委員会

## 4 期間中の取組

## (1) 県及び県教育委員会

各種広報媒体を活用して、市町教育委員会、学校、保護者、児童相談所、法務局、警察、弁護士、医師、公認心理師、社会福祉士等に本月間を周知するとともに、市町教育委員会及び学校に対する取組を支援する。

## (2) 市町教育委員会

管内の各学校の取組を支援する。

## (3) 学校

ア 「学校いじめ防止基本方針」を全教職員で確認し、以下を参考に、児童生徒や保護者に対して説明する。

- ・学校ホームページへの掲載
- ・入学式や始業式、学年集会等において児童生徒に説明
- ・入学式やPTA総会、保護者懇談会等で保護者に説明

イ いじめの防止等の対応の充実を図るため、添付資料「いじめの防止等の対応の充実を図るための参考資料」を参考に、いじめの問題に関する校内研修や教職員の人権感覚を磨く校内研修を行うなど、各学校の実情に即した取組を実施する。



## いじめの防止等の対応の充実を図るための参考資料

いじめの未然防止、早期発見、早期対応を実現するためには、個々の教員がいじめ防止対策推進法などの法律や学校いじめ防止基本方針について十分に理解するとともに、職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図るなど、組織的に対応するための体制をつくることが重要です。

本参考資料を手掛かりに、各学校の実状に即した取組を行うことをとおして、いじめの防止等の対応の充実を図り、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる環境づくりを推進しましょう。

各演習はワークシート形式になっており、参加者が個人の考え等を書き込めるようになっています。個人で考えた後、参加者同士で考えを共有したり、意見を交換したりすることで、考えの深まりや視野の広がりが期待できます。また、最後に演習を振り返ることにより、自己の考えを整理するとともに、今後の指導に生かす視点を獲得できる構成にしています。

### 目次

1	いじめの問題に関する校内研修 .....	2
	・ケーススタディ 【未然防止】	
	・ケーススタディ 【早期発見・早期対応】	
	・いじめのとらえ方と予防【未然防止】	
	・学校におけるいじめ問題への対応のポイント【学校いじめ防止基本方針の見直し】	
	・法令等に基づく対応【早期発見・早期対応】	
2	教職員の人権感覚を磨く校内研修 .....	10
	・「振り返りましょう あなたの人権感覚」（対象：教職員）	
	・「人権が尊重された教室環境づくり」（対象：教職員）	
	・「教師の一言」（対象：教職員）	

## ケーススタディ 【未然防止】

### 概要

小学校5年生のA、B、C、Dは仲良しグループで、お互いにスマートフォンを持っていることからSNSでグループを作り、日頃から交流をしていた。

ある金曜日の午後10時頃、Aが「明日は学校も休みだし、みんなで9時から 公園で遊ばない？返信、待ってるよ！」とSNSに書き込んだ。CとDからは、それぞれ「いいね！」「お菓子持っていくよ」とすぐに返信があった。

一方、Bは学校から帰ると発熱し、ベッドに入って眠っていたため、返信ができなかった。Bからの返信がないことにAはイラつき、SNSに「早く返事を寄せよ。おっせーな！」と書き込んだ。CやDも「まじ、おそい」、「返事のないやつは無視しよう」と呼応した。

当日の朝、10時頃になって少し体調が回復したBは、SNSの書き込みを見て驚いた。すぐに支度をして 公園に向かったが、そこには誰もいなかった。昨日、返信ができなかった理由をBが書き込んでも、誰からも返信はなかった。

日曜日の夜、学校に行くのが不安になったBは「体調が悪いから明日は学校を休むね」と書いたが、やはり誰からも返信はない。結局、月曜日は学校を休んだ。この日から、Bは学校を休むようになった。

（「いじめ・不登校未然防止のための校内研修事例集」（宮城県大河原教育事務所・平成29年2月）を参考に作成）

### グループワーク

\*上記「概要」について自校の児童生徒に考えを聞き、その結果を踏まえて校内研修でグループワークを行うことも考えられます。

- 1 【個人】自校の児童生徒のスマートフォンやインターネット等の使用状況について、感じていることを挙げてみましょう。

- 2 【グループ】「1」を共有した上で、このような事態にならないようにするためには、教員として日頃からどのようなことを指導する必要があるでしょうか。

- 3 【個人】今回の学習をとおして、どんな気づきや学びがありましたか。今後、生かしていきたいことも含めて書いてみましょう。

## ケーススタディ 【早期発見・早期対応】

### 概要

中学校2年生の男子生徒Aは、同じ部活動に所属する男子生徒Bに、日頃から悪口を言われたり、体を軽く蹴られたりしている。ある日、その様子を見聞きした女子生徒が、部活動の顧問であるX教諭に相談したところ、X教諭はAの学級担任であるY教諭に報告すると約束した。しかし、その日はY教諭が既に帰宅してしまっていたため、X教諭は翌朝、Y教諭にAのことを報告した。

Y教諭がAを呼んで話を聞くと、Aは「悪口や暴力は事実だが、先生に相談したことをBが知るとBから何をされるか分からない。そっとしておいて欲しい」と言った。Y教諭は「悪口や暴力が今後も続くようなら相談して」とAに言った。

2週間後、Aの保護者から「子どもが怪我をして帰宅した。学校でいじめられているのではないか」と訴えがあった。

### グループワーク

- 1 【個人】教員の対応として気になったことを挙げてみましょう。また、気になった理由を考えましょう。

気になったこと	気になった理由

- 2 【グループ】「1」を共有した上で、教員として、また、学校組織としてどのような対応が必要であったかを話し合ってみましょう。

- 3 今回の学習をとおして、どんな気付きや学びがありましたか。今後、生かしていきたいことを含めて書いてみましょう。

## いじめのとりえ方と予防【未然防止】

### 概要

独立行政法人教職員支援機構の動画教材「いじめのとりえ方と予防:校内研修シリーズ No.56」(約20分間)を視聴し、社会通念上のいじめと法的ないじめの区別や、いじめが集団の問題であるという点について確認します。そして、初期対応と未然防止の違いなど、いじめの予防を正しく理解した上で、どのような働きかけをするといじめの未然防止につながるのかを、グループワークをとおして考えます。

教職員支援機構 校内研修シリーズ で検索



### グループワーク

- 1 【個人】 【グループ】動画を視聴して、学習指導の中で、教員が児童生徒にどのような働きかけをすると、いじめの未然防止につながるかを考えてみましょう。

【個人】

【グループ】

- 2 今回の学習をとおして、どんな気づきや学びがありましたか。今後、生かしていきたいことを含めて、書いてみましょう。

## 学校におけるいじめ問題への対応のポイント【学校いじめ防止基本方針の見直し】

### 概要

独立行政法人教職員支援機構の動画教材「学校におけるいじめ問題への対応のポイント：校内研修シリーズ No.90」（約21分間）を視聴し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、各学校において対応が求められる3つのポイント（1.いじめの定義・認知、2.いじめの組織的対応、3.いじめの重大事態の調査に関するガイドライン）について理解します。そして、自校の「学校いじめ防止基本方針」が実情に即して機能しているかをグループワークをとおして点検し、必要に応じて見直しを行います。



教職員支援機構 校内研修シリーズ で検索

### グループワーク

- 1 【個人】 【グループ】動画を視聴して、自校の「学校いじめ防止基本方針」が実情に即して機能しているか、機能していないとすればどこを見直す必要があるかを考えてみましょう。

【個人】

【グループ】

- 2 今回の学習をとおして、どんな気付きや学びがありましたか。今後、生かしていきたいことを含めて書いてみましょう。

## 法令等に基づく対応【早期発見・早期対応】

### 概要

別紙「学校・教職員のための法令等に基づく「いじめ対応確認シート」を活用し、「いじめ防止対策推進法」や「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」について理解するとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた自校の現状と課題、改善案についてグループワークをとおして考えます。

### グループワーク

- 1 【個人】「いじめ対応確認シート」に取り組み、感じたこと、考えたことを挙げてみましょう。

- 2 【グループ】自校のいじめ対応について、現状と課題、改善案を共有しましょう。

- 3 今回の学習をとおして、どんな気付きや学びがありましたか。今後、生かしていきたいことを含めて、書いてみましょう。

# 学校・教職員のための法令等に基づく「いじめ対応確認シート」(案)

静岡県・静岡県教育委員会

氏名	
----	--

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」)、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」(以下「県基本方針」)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)等に基づく、次の～のいじめ対応について、正しい場合は「○」、誤りの場合は「×」を付けてください。また、実施後は、解答・解説を確認し、理解を深めてください。

内容	回答
学校及び教職員は、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する必要がある。	
法第13条に基づき各学校が策定する「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」)は、単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、実効性を持つよう具体的な実施計画や実施体制についても決めておくなど、いわば「行動計画」として策定する必要がある。	
「学校基本方針」は、当該学校の教職員が理解していればよいので、ホームページで公開したり、児童生徒や保護者に対して説明したりする必要はない。	
いじめの問題を特定の教職員で抱え込まずに対応するために、各学校には「学校いじめ対策組織」等の名称の校内組織(以下「対策組織」)を設置することが義務付けられている。	
法において「いじめ」とは、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言う。学校や教職員はこの定義に基づき、積極的にいじめを認知することが求められている。	
いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要である。	
学校は、いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査(アンケート等)を実施する必要がある。	
いじめの相談を受けた際、まずは自分ひとりで関係児童生徒への聞き取りを行い、状況を整理した上で対策組織に報告する。	
いじめの相談を受けた際、自らの経験上いじめではないと判断できる場合は、わざわざ対策組織に報告する必要はない。	
いじめの相談を受けた際、話を聴いているうちに被害児童生徒が「もう大丈夫です」と言った場合は、わざわざ対策組織に報告する必要はない。	
いじめの相談を受けた際、対策組織に報告を行わないことは法に違反し得る行為である。	
対策組織を開催した際には、確実に議事録を作成し、記録を保存する必要がある。	
いじめは、加害児童生徒の謝罪をもって「解消」とする。	
いじめの重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(法第28条第1項第1号)(以下「生命心身財産重大事態」)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)(以下「不登校重大事態」)とされており、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で、県立学校は県教育委員会に、市町立学校は市町教育委員会に、私立学校は静岡県知事に報告し、調査を開始する必要がある。また、「疑い」が生じた段階に加え、児童生徒・保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときにも重大事態が発生したものと見て、同様に対応する必要がある。	
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める必要がある。	

**回答・解説**

	回答	解説
		法第8条において、「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。」と定められています。
		「学校基本方針」は、行動計画に近いものであることに留意し、学校としてのいじめ対策の達成目標を設定し、どのような取組をいつ実施するかということを年間計画として定め、学校評価において目標の達成状況を確認することが不可欠です。【生徒指導提要】
	×	「学校基本方針」は、ホームページ等で公表するとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に子ども、保護者、関係機関等に説明します。いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜基本方針の見直しを検討する必要があります。【県基本方針】
		法第22条において、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定められています。
		法第2条によるいじめの定義。法はいじめの要件を児童生徒間で心理的又は物理的な影響を与える行為があり、行為の対象者が心身の苦痛を感じていることとし、いじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立っています。教職員のみならず、児童生徒、保護者に法の定義の共通理解を促し、どんな小さないじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有することが求められます。【生徒指導提要】
		いじめの存在を把握しなければ対応へつなぐことができないことから、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つこと（積極的な認知）が重要です。【県基本方針】
		法第16条において、「学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。」と定められています。
	×	いじめの相談を受けた担任等が、関係児童生徒から聞き取りを行い、いじめの確証を得てから報告しようとする、報告するタイミングが遅くなるうえ、時間が経てば経つほど報告しにくくなる場合があります。教職員一人一人が、いじめの情報を速やかに対策組織に報告・共有する義務があることを認識するとともに、一方の対策組織は、教職員が感じた些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせず、進んで報告・相談できるような環境整備をすることが重要です。【生徒指導提要】
	×	一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、自らの経験や感覚ではなく、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。また、いじめであるかを判断する際には、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をもしっかりと確認することが必要です。自分一人で判断をせず、対策組織に報告し、複数の目で確認、判断することが必要です。【県基本方針】
	×	の解説を参照
		教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」に違反し得ることもあることから、教職員間での情報共有を徹底するようにしてください。【生徒指導提要】
		原則、学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聞き取り調査を行った際の記録等は、少なくとも5年間は保存してください【生徒指導提要】
	×	いじめは単に謝罪をもって解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安に止んでおり、いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要です。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要です。【県基本方針】



	<p>法第28条によるいじめ重大事態の定義。「生命心身財産重大事態」とは、児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神の疾患を発症した場合などです。一方、「不登校重大事態」における相当な期間の欠席とは、30日が目安となります。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日という目安にかかわらず、迅速に報告・調査等を開始する必要があります。また、被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を開始する必要があります。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意してください。</p> <p>【ガイドライン】</p>
	<p>学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例は、下記「警察に相談又は通報すべきいじめの事例」のとおりです。</p>

**(警察に相談又は通報すべきいじめの事例)**

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪
ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 無理やりズボンを脱がす。	暴行(刑法第208条)
感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	傷害(刑法第204条) 不同意わいせつ(刑法176条)
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝(刑法第249条)
靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 財布から現金を盗む。	窃盗(刑法第235条)
自転車を壊す。 制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等(刑法第261条)
度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	強要(刑法第223条) 脅迫(刑法第222条)
特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱(刑法第230条、231条)
同級生に対して「死ぬ」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与(刑法第202条)
同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	児童ポルノ提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)
元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。	私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)

**(参考資料)**

- ・「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月)
- ・「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」(静岡県・静岡県教育委員会、平成30年3月改定)
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省、令和6年8月改訂版)
- ・「生徒指導提要」(文部科学省、令和4年12月)
- ・「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」(文部科学省、令和5年2月)

## 「振り返りましょう あなたの人権感覚」（対象：教職員）

### ねらい

チェックシートを用いて、自らの行動や考え方を振り返り、人権を尊重しようとする気持ちを高める。また、グループで話し合うことで、お互いの考え方を知るとともに、自分の人権感覚に向き合い、児童生徒や保護者、地域の方、同僚等とのよりよい関わり方など、教職員としての人権感覚を磨く。

### 資料・準備物

ワークシート（個人）

### 形態

個人      グループ（4人程度）      全体

### 進め方

流れ	内容
導入 (5分)	・グループづくり
展開 (15分)	<p>【個人で】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークシート「振り返りましょう あなたの人権感覚」に取り組む。</li> <li>・意識していなかったこと、曖昧になっていたことを振り返る。</li> </ul> <p>【グループで】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人で振り返ったことを共有し、よりよい対応について協議する。</li> </ul>
まとめ (10分)	<p>【全体で】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループで協議したことを、全体で共有する。</li> <li>・個人や組織としての人権感覚を高めていこうという意識をもつ。</li> <li>・気付きや学びを日々の実践につなげることを確認する。</li> </ul>

### 留意点

- ・話しやすい雰囲気を作る。
- ・具体的にできていない場面を出し合う。
- ・個別の対応が必要な場面を出し合う。
- ・相手の考えを否定せず、共感しながら、よりよい対応について考える。

## ワークシート 「振り返りましょう あなたの人権感覚」

各項目について、（できている）、（時々できていない）、×（できていない）で自己評価してみましょう。

第1回 第2回 第3回

項目		/	/	/
学級活動や授業等の場面で	どの子どもにも積極的に挨拶をしている			
	子ども一人一人の顔を見て、敬称を付けて名前を呼んでいる			
	どのような理由があっても、体罰はしていない			
	不調を訴える子どもの言葉を受け止めている			
	子どもとの約束は守っている			
	チャイムでの授業開始・終了など、時間を守っている			
	丁寧な言葉遣いをし、子どもの模範となっている			
	一人でぼつんとしている子どもに声掛けしている			
	子どもの努力を認める言葉掛けをしている			
	子どもたちが発言する機会を平等に与えている			
	子どもの多様な意見や考え方を取り上げている			
	間違いや失敗を嘲笑する子どもを見逃していない			
	子ども同士、兄弟姉妹などを比較していない			
	欠席の子ども机上等のプリントを確認し、欠席の子どもに渡している			
	視力や聴力、身長等に配慮した座席配置になっている			
	保護者や地域の方々との連絡・協力体制があり、保護者の意見に耳を傾けている			
個人情報について、適切に取り扱っている				
教職員同士で	発言と行動に矛盾はない			
	自分の価値観だけが正しいとは思っていない			
	間違っ言動をしてしまった時は、誤りを認め適切な行動を取っている			
	② 不快に感じるかどうかは、相手(子どもも含む)の気持ちのみで決まることを理解している			
	② どのような行動がハラスメントにあたるかを理解し、適切なコミュニケーションをとるよう心掛けている			
	③ 他の教職員が気になる生徒指導をしていたら、見て見ぬふりをしない			
	④ 相手(子どもも含む)が、セクハラを止めてほしいと必ず意思表示するとは限らないことを理解している			
	⑤ 同僚が、ちょっと変だな、大丈夫かな、それはおかしいと思ったら教職員同士で声を掛け合ったり注意し合ったりしている			
	⑥ 研修や所属長からの指導を、他人事と思わずに、自分事として捉え自分の言動について振り返っている			
⑦ 教職員間に、何でも話し合える協力体制がある				

## 「人権が尊重された教室環境づくり」(対象：教職員)

### ねらい

チェックシートを用いて、教室等の環境について人権の視点で振り返り、人権が尊重された環境を整えようという気持ちを高める。また、グループで教室等を互いに見て話し合うことで、環境づくりにおける課題に気付き、教職員としての人権感覚を磨く。

### 資料・準備物

ワークシート(個人)

### 形態

個人      グループ(4人程度)      全体

### 進め方

流れ	内容
<b>導入</b> (5分)	・グループづくり
<b>展開</b> (30分)	<p>【個人で】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークシート「人権が尊重された教室環境づくり」に取り組む。</li> <li>・意識していなかったことなどを振り返る。</li> </ul> <p>【グループで】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループで互いの教室等、担当場所を見て確認する。</li> <li>・実際に見て気づいたことや、個人で振り返ったことを共有し、よりよい環境について協議する。</li> </ul>
<b>まとめ</b> (15分)	<p>【全体で】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループで協議したことを、全体で共有する。</li> <li>・教室等の環境にも、人権感覚が大切だと確認する。</li> <li>・個人や組織としての人権感覚を高めていこうという意識をもつ。</li> </ul>

### 留意点

- ・話しやすい雰囲気を作る。
- ・実際に人権の視点で教室等を見て回り、良さや改善点について意見を交わす。
- ・相手の考えを否定せず、共感しながら、よりよい環境づくりについて考える。

## ワークシート 「人権が尊重された教室環境づくり」

1 各項目について、（できている）、（できていないところもある）、×（できていない）で自己評価してみましょう。

第1回 第2回 第3回

項目		/	/	/
人権尊重の視点	児童生徒の作品は、丁寧に掲示したり、展示したりしている			
	児童生徒の作品や作文等の掲示物に、教員がコメントを入れる場合、子どものよさを認める内容にしている			
	児童生徒の作品や作文等の掲示物に、教員がコメントを入れるか入れないか、人によって違いがないよう統一している			
	掲示物が剥がれたり、破れたりしたら、すぐに直している			
	ゴミや物が落ちていたら、すぐに拾っている			
	欠席者の机の上に物を置いたり、ロッカーを勝手に使用したりせず、いつ登校しても使用できるようにしている			
	長期欠席者への配布物等、整頓して管理し、定期的に本人または保護者へ渡している			
	児童生徒の学習や健康、家族状況等、個人情報に関わる内容の書類は、児童生徒の見える場所に置いたり、他の児童生徒に見えるように回収したりせずに適切に管理している			
	忘れ物や未提出がある児童生徒の名前や出席番号等を黒板に貼ったり、みんなの前で個人名を出して指導したりせず、個別に指導している			
	学習状況や身体的能力に関わるランキングを作成し、児童生徒の名前や出席番号を載せて掲示したり、学級だより等に掲載したりせず、個々の努力を認める声掛け等をしている			
	児童生徒の写真や作品等、本人や保護者の許可なく学級だより等に掲載したり、インターネット上に上げたりせず、許可を取ったり、個人が特定されないよう工夫したりしている			
	ネームプレートや机・イス・ロッカー等の名札など、不必要な男女の色分けをせず、工夫して表示している（男子は青、女子は赤などはできるだけ避ける）			
	座席やロッカー、靴箱など、不必要な男女分けはせず、男女混合が可能か検討している			
	男子更衣室がない場合、廊下から着替えている様子が見えないよう、カーテン等で対応できるようにしている			
前面黒板や予定黒板など、どの席からも、見やすい板書になっている				
UDの視点	黒板周り（教室前面）に掲示物やプリントを貼ったり、教卓に多くの物を置いたりせず、子どもたちが授業に集中できるようにしている			
	物を置く場所を決めている（私物、学級共有のもの、教材、提出場所等）			
	1日のスケジュールが簡潔に表示されている（予定黒板、急な変更等）			

## 「教師の一言」（対象：教職員）

### ねらい

何気ない教師の一言によって、児童生徒を傷つけることがあること、相手に重くのしかかる言葉があることに気付き、よりよい人間関係づくりのために言葉の重要性を再認識する。また、自分とは違う意見を受け止めることや、相手の立場を尊重した上で自分の意見を主張することの大切さに気付く。

### 資料・準備物

ワークシート（個人）、ホワイトボード等

### 形態

全体 個人 グループ（4人程度） 全体

### 進め方

流れ	内容
<b>導入</b> (5分)	・グループづくり
<b>展開</b> (15分)	<p>【個人で】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークシート「教師の一言」を読む。</li> <li>・気になる部分に下線を引く。</li> <li>・「気になったこと」の欄を記入する。</li> <li>・「日頃の自分の言動」の欄を記入する。</li> </ul> <p>【グループで】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「気になったこと」について話し合う。</li> <li>・「日頃の自分の言動」について話し合う。</li> </ul> <p>【全体で】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループで話し合ったことを代表者が発表する。</li> <li>・他のグループの発表を聞き、個人として気付いたことや感想を発表する。</li> </ul>
<b>まとめ</b> (10分)	<p>【個人で】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本時の学習の振り返りを記入する。</li> </ul> <p>【グループで/全体で】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振り返りを共有し合う。</li> <li>・気付きや学びを日々の実践につなげることを確認する。</li> </ul>

## ワークシート 「教師の一言」

- 1 次の文章を読んで、気になる部分に下線を引きましょう。

### 教師の一言

「テストを返却します。順番に取りにきてください。」

青木君、はい。

伊東、全然ダメだなあ。

上田様、すごいねえ。

江藤ちゃん、もっと点数を取れたなあ。

岡村、あっ、ごめん。岡本。

加藤さん、よく頑張りました。

木村君、野球ばかりやってたらダメだぞ。

久美、お姉ちゃんの方ができたなあ。

健太郎、これくらいの問題、外国人でも解けるぞ。

近藤っち、やればできるじゃん。

佐野君、さすが学級委員長。

四宮、この点数じゃ、お母さんががっかりするぞ。

須藤太郎君、人の見たんじゃないの？

瀬川君、瀬川君ならもっと点数を取れたはずだ。

- 2 気になった理由を書きましょう。

- 3 日頃の生活を振り返り、つい言ってしまうような言葉はないか考えてみましょう。

- 4 学習を通して、どんな気付きや学びがありましたか？ 今後、生かしていきたいことを書きましょう。

## いじめ防止等に向けた家庭、地域、学校及び相談機関、関係機関の連携

### 1 概要

本県では、いじめ防止のための基本理念に基づき、いじめ防止等のための対策を推進している。

#### 【基本理念】

- ・子どもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ・子どもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
- ・県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」(平成26年3月 静岡県・静岡県教育委員会(改定 平成30年3月))には、いじめの未然防止やいじめの早期発見・早期対応において家庭、地域、学校が連携して取り組むことの必要性が示されている。

また、家庭、地域、学校の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合には、警察、児童相談所、医療機関などの相談機関や、県人権啓発センター、地方法務局などの人権擁護機関関係機関と連携することの重要性が示されている。

### 2 意見交換・情報交換

以下、  
、  
のため、家庭、地域、学校及び相談機関、関係機関の関係者により、別紙事例1、2を基に意見交換・情報交換を行う。

- 学校におけるいじめの未然防止、早期発見・早期対応の充実
- 各機関、団体等の取組の充実
- 家庭、地域、学校及び相談機関、関係機関の連携の推進

#### [視点(例)]

- ・事例の未然防止に繋がり得る、学校や各機関、団体等の取組の紹介
- ・事例に関連する学校や児童生徒の現状と課題の紹介
- ・学校として、各機関や団体に要望したい具体的な支援
- ・事例に対する保護者の立場からの思いや考えの紹介
- ・未然防止、早期発見・早期対応に向けた、各機関、団体等による学校支援の事例紹介(提案を含む)



## 事例 1

[1] 小学校 5 年生の A、B、C、D は仲良しグループで、お互いにスマートフォンを持っていることから SNS でグループを作り、日頃から交流をしていた。

ある金曜日の午後 10 時頃、A が「明日は学校も休みだし、みんなで 9 時から公園で遊ばない？ 返信、待ってるよ！」と SNS に書き込んだ。C と D からは、それぞれ「いいね！」「お菓子持っていくよ」とすぐに返信があった。

一方、B は学校から帰ると発熱し、ベッドに入って眠っていたため、返信ができなかった。B からの返信がないことに A はイラつき、SNS に「早く返事を寄せよ。おっせーな！」と書き込んだ。C や D も「まじ、おそい」「返事のないやつは無視しよう」と呼応した。

[2] 当日の朝、10 時頃になって少し体調が回復した B は、SNS の書き込みを見て驚いた。すぐに支度をして公園に向かったが、そこには誰もいなかった。昨日、返信ができなかった理由を B が書き込んでも、誰からも返信はなかった。

日曜日の夜、学校に行くのが不安になった B は「体調が悪いから明日は学校を休むね」と書いたが、やはり誰からも返信はない。結局、月曜日は学校を休んだ。この日から、B は学校を休むようになった。

(「いじめ・不登校未然防止のための校内研修用事例集」(宮城県大河原教育事務所・平成 29 年 2 月)を参考に作成)

## 事例 2

[1] 中学校 2 年生の男子生徒 A は、同じ部活動に所属する男子生徒 B に、日頃から悪口を言われたり、体を蹴られたりしている。ある日、その様子を見聞きした女子生徒が、部活動の顧問である X 教諭に相談したところ、X 教諭は A の学級担任である Y 教諭に報告すると約束した。しかし、その日は Y 教諭が既に帰宅してしまっていたため、翌朝、X 教諭は Y 教諭に A のことを報告した。

[2] Y 教諭が A を呼んで話を聞くと、A は「悪口や暴力は事実だが、先生に相談したことを B が知ると B から何をされるか分からない。そっとしておいて欲しい」と言った。Y 教諭は「悪口や暴力が今後も続くようなら相談して」と A に言った。

[3] 2 週間後、A の保護者から「子どもが怪我をして帰宅した。学校でいじめられているのではないかと学校に訴えがあった。

## 〇いじめ防止対策推進法

(平成二十五年六月二十八日)

(法律第七十一号)

第百八十三回通常国会

第二次安倍内閣

いじめ防止対策推進法をここに公布する。

### いじめ防止対策推進法

#### 目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 いじめ防止基本方針等(第十一条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十一条)

第四章 いじめの防止等に関する措置(第二十二條—第二十七条)

第五章 重大事態への対処(第二十八条—第三十三条)

第六章 雑則(第三十四条・第三十五条)

#### 附則

第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(平二七法四六・一部改正)

#### (基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

#### (いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものと

する。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

### 第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

#### 第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

#### 第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
  - 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定によ

る調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(平二六法七六・一部改正)

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。))が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。))が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長(以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条

第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
- 5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人(構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。)が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

第三十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

#### 第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

- 2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

附 則 (平成二六年六月二〇日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年六月二四日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。





## 背景

・平成29年3月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成

・重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。

⇒今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。

### ○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第2章】

・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載

### ○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第6章】

・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載

### ○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第3章】

・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討という視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり、学校だけでは対応できない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記

### ○（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明【第7章】

・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載

### ○児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記【第4章】

・児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。なお、学校がいじめの事実等を確認出来ていない場合は、早期支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こりえない状況であることが明確である場合等法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

### ○重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第8章】

・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載

・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

(その他) ・調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施

・重大事態対応におけるチェックリストを作成

・「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」も本ガイドラインに盛り込み、国のガイドラインを一本化